

## 事前評価調書

I 事業概要																																																					
事業名	道路事業（道路改良事業）																																																				
地区名	一般国道420号（豊邦東拡幅2工区）																																																				
事業箇所	新城市作手守義地内																																																				
事業のあらまし	<p>一般国道420号は、愛知県豊田市を起点とし北設楽郡設楽町を經由し、新城市に至る総延長約68kmの主要幹線道路であり、三河地域の山間部を東西に連絡する重要な路線である。</p> <p>当該路線は、地域住民の生活道路であるとともに、北設地域から名古屋都市圏へのアクセス道路としての役割を担っており、第2次緊急輸送道路にも指定されているが、未改良区間が残され、異常気象時通行規制区間にもなっている。</p> <p>本事業は、一般国道420号の未改良区間（幅員狭小、線形不良）を拡幅し、幹線道路としての機能確保を図るものである。</p>																																																				
事業目標	<p><b>【達成（主要）目標】</b></p> <p>⑧山間や離島地域の暮らしを支える社会資本整備（狭隘区間等の解消による走行環境の改善）</p> <p>②地震減災対策の推進（東三河山間地域における東西幹線軸の強化）</p> <p>④風水害への対応力の強化（第2次緊急輸送道路の未改良区間の解消）</p> <p><b>【副次目標】</b></p> <p>①交通安全対策の推進（交通弱者に対する交通安全性の向上）</p>																																																				
事業費	事業費		内訳																																																		
	9.6億円		□工事費	9.3億円	□用補費	0.2億円	□その他	0.1億円																																													
事業期間	採択予定年度	平成25年度	着工予定年度	平成25年度	完成予定年度	平成32年度																																															
事業内容	現道拡幅（L=0.7km、2車線）																																																				
II 評価																																																					
①事業の必要性	1) 必要性	<p>一般国道420号は、三河山間部と豊田市や名古屋市方面へのアクセス道路として非常に重要な幹線道路であるが、幅員が狭く、カーブが連続するなど未改良区間が数多く残っており、交通安全上危険で一般の通行に支障をきたしている。</p> <p>当該区間は見通しの悪いカーブが連続する渓谷沿いの非常に危険な地形で交通の難所となっているため、早急に整備を行い安全な交通を確保する必要がある。</p> <p>本事業は、平成20年度に設楽ダム建設に伴う地域振興対策に位置づけられており、ダム建設により水没する地区の周辺地域に及ぼす影響の緩和、関係住民の生活の安定と福祉の向上を図る必要がある。</p>																																																			
	判定	<b>A</b>	<p>A：現状の課題又は将来の予測から事業の必要性がある。</p> <p>B：現状の課題又は将来の予測が十分把握されていない。</p> <p><b>【理由】</b></p> <p>幅員狭小、線形不良などの未改良区間を早期に解消し、安全な交通を確保する必要がある。</p>																																																		
②事業の実効性	1) 事業計画	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>H25</th> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>H31</th> <th>H32</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">工種区分</td> <td>調査・設計</td> <td>←</td> <td></td> <td>→</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>用地補償</td> <td></td> <td>←</td> <td></td> <td>→</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>工事</td> <td></td> <td></td> <td>←</td> <td></td> <td>→</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">事業費（億円）</td> <td colspan="3">6.0</td> <td colspan="4">3.6</td> </tr> </tbody> </table>							H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	工種区分	調査・設計	←		→						用地補償		←		→					工事			←		→				事業費（億円）		6.0			3.6			
			H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32																																											
工種区分	調査・設計	←		→																																																	
	用地補償		←		→																																																
	工事			←		→																																															
事業費（億円）		6.0			3.6																																																

2) 地元の合意形成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関係者に対して説明会を開催し、地元への合意形成を図っている。</li> <li>・奥三河幹線道路（北設井桁道路等）整備促進協議会や東三河縦貫道路建設促進期成同盟会より早期の改良要望を受けている。</li> </ul>	
判定	<b>A</b>	A： 事業計画の実効性が期待できる。 B： 事業計画の実効性が期待できない。
	<b>【理由】</b> 円滑な事業実施環境が整っており、事業の実効性が確保されているため	
<b>Ⅲ 対応方針</b>		
事業実施が妥当である	事業実施が妥当である。： 上記①及び②の評価がすべてA判定であるもの。 事業実施は妥当でない。： 上記以外のもの。	
<b>Ⅳ 事後評価実施の有無と主な評価内容</b>		
<p>■対象（事業完了後5年目）    □対象外</p> <p><b>【事業完了後5年を越えて実施する理由・対象外の理由】</b></p> <p><b>【主な評価内容】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・未改良区間の整備による交通の変化。視距確保、歩道設置による走行性、安全性の向上状況。</li> </ul>		